

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	材構 01 <u>R11</u>
提出年月日	令和 4 年 <u>11 月 1 日</u>

設工認に係る補足説明資料

材料及び構造の対象範囲について

1. 文章中の下線部は，R10 からR11 への変更箇所を示す。
2. 本資料（R11）は，10月17日に提示した
「設工認に係る補足説明資料 材料及び構造の対象範囲について R
10」
に対し，10月24日のヒアリングコメントを踏まえて，記載内容を見直したものである。

目次

1. 概要	1
2. 対象範囲	2
2.1 対象範囲の考え方	2
2.2 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備における対象範囲	2
3. ポンプ及び弁の取扱い	<u>15</u>
3.1 発電炉との比較	<u>15</u>
3.2 ポンプ及び弁の材料及び構造	<u>22</u>
4. まとめ	<u>24</u>

 : 商業機密の観点から公開できない箇所

1. 概要

本資料は、再処理施設の第1回設工認申請のうち、以下に示す添付書類の補足説明に該当するものである。

- ・再処理施設 添付書類「V-1-1 強度及び耐食性に関する基本方針」

上記添付書類において、技術基準規則第十七条に規定された「安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」及び同規則第三十七条に規定された「重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」を踏まえた材料及び構造の対象範囲を示している。

本資料では、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものとして材料及び構造の対象とする範囲について補足説明するものである。

なお、本資料で示す材料及び構造の対象範囲の考え方については、今回申請対象以外の再処理施設に係る材料及び構造の対象範囲の考え方に対しても適用するものである。

また、この考え方はMOX燃料加工施設に係る対象範囲の考え方においても適用する。この場合において、「再処理施設」とあるのは「加工施設」、「第十七条」とあるのは「第十五条」、「第三十七条」とあるのは「第三十一条」、「事業指定（変更許可）」とあるのは「事業(変更)許可」、「強度及び耐食性に関する説明書」とあるのは「強度に関する説明書」、「強度及び耐食性に関する基本方針」とあるのは「強度計算の基本方針」、「再処理第1種機器から再処理第5種機器」とあるのは「加工第1種機器から加工第3種機器」、「再処理第1種機器から再処理第3種機器」とあるのは「加工第1種機器」、「再処理第5種管」とあるのは「加工第3種管」、「再処理第1種機器」とあるのは「－（対象外）」と読み替えるものとする。

2. 対象範囲

2.1 対象範囲の考え方

技術基準規則第十七条及び第三十七条（材料及び構造）では、それぞれ「安全機能を有する施設に属するa. 容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、b. 再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」及び「重大事故等対処設備に属するa. 容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、b. 再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの」に対して、材料及び構造に係る要求事項が規定されている。

対象範囲を整理するにあたって、まず上記の規定（a. 容器及び管並びにこれらを支持する構造物）より対象とする機器は、容器及び管並びにこれらを支持する構造物である。また、容器及び管には該当しないが、発電炉の材料及び構造の対象範囲を参考に、ポンプ及び弁についても対象とする。同様に、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令等に準拠し、設計する発電機のうちガスタービン及び内燃機関についても対象とする。

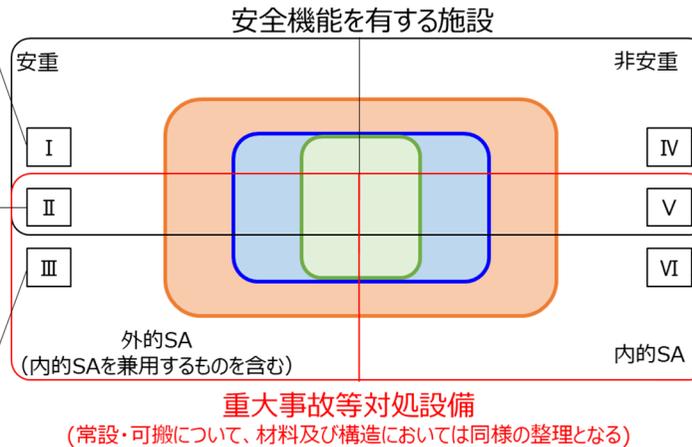
また、これら機器のうち上記の規定（b. 再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの）にあつては、再処理施設における安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備は核燃料物質及び放射性物質（以下「放射性物質等」という。）を取り扱うことから、公衆及び従事者の放射線障害を防止することが重要となる。そのため、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものについては、一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包又は一定の内部エネルギー（圧力）を内包するもの等であつて、その機能喪失によって放射性物質等による災害又は内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがあるもの並びに放射性物質等は内包していないものの公衆又は従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有するものであつて、その機能を材料及び構造にて確保するものを対象とする。

2.2 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備における対象範囲

安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の材料及び構造の対象範囲の概念図を第2.2-1図に示す。

なお、概念図に示す材料及び構造の対象範囲と技術基準規則第十七条及び第三十七条（材料及び構造）並びにそれらを受けた基本設計方針との関係性を参考1及び参考2に示す。

I 安重
(再) 抽出塔 等 (M) 該当なし
(再) 安全冷却水冷却塔, 主配管 (安全冷却水系) 等 (M) 起動用空気槽, 燃料油貯蔵タンク, 燃料油サービスタンク, 主配管 (非常用発電機燃料供給系), グローブボックス消火装置 (容器・配管) (共用) 混合酸化物貯蔵容器
(再) 計量前中間貯槽ポンプ 等 (M) 非常用ガスタービン発電機, 燃料油移送ポンプ (燃料加工建屋), ピストンダンパ, 延焼防止ダンパ
仕様表の容器等に含まれない機器のうち安重に属するもの 機種区分が「-」となる「基本設計方針に個別名称を記載する設備 (②-a)」
II 安重/外的SA
(再) 高レベル廃液供給槽 等 (M) 該当なし
(再) 主配管 (代替安全冷却水系) 等 (M) フィルタ (グローブボックス排気設備), 主配管 (常設) (グローブボックス排気系) 等
(再) 安全冷却水ポンプ 等 (M) 該当なし
仕様表の容器等に含まれない機器のうち安重・SAに属するもの 機種区分が「-」となる「基本設計方針に個別名称を記載する設備 (②-a)」
III 外的SA
(再) 凝縮器 (代替換気設備) 等 (M) 該当なし
(再) 圧縮空気自動供給貯槽 等 (M) 主配管及びフィルタ (外部放出抑制設備・代替グローブボックス排気設備), 遠隔消火装置 (容器・配管) 等 (共用) 第1軽油貯槽 等
(再) 可搬型中型移送ポンプ 等 (M) 燃料加工建屋可搬型発電機, 情報連絡用可搬型発電機 (共用) 大型移送ポンプ車, 燃料油移送ポンプ (緊急時対策建屋), 可搬型発電機 等
(再) 臨界検知用放射線検出器 等 (M) 火災状況確認用温度計 等



IV : 非安重
(再) ウラン溶液供給槽 等 (M) 漏えい液受皿 ((分析済液中和固液分離グローブボックス、ろ過・第1活性炭処理グローブボックス)底部)、分析済液中和槽 等 (共用) 海洋放出管
(再) 該当なし (M) 該当なし
(再) プール水浄化系ポンプ, 緊急遮断弁 (没水防護対策用) 等 (M) 遠心分離処理液受槽ポンプ, ろ過処理供給槽ポンプ, 第1活性炭処理供給槽ポンプ, 遮断弁 (溢水防護設備)
仕様表の容器等に含まれない機器のうち非安重に属するもの 機種区分が「-」となる「基本設計方針に個別名称を記載する設備 (②-a)」
V : 非安重/内的SA
(再) ハル洗浄槽 等 (M) 該当なし
(再) 主配管 (臨界事故時水素掃気系) 等 (M) 該当なし
(再) 主要弁 (重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路) 等 (M) 該当なし
仕様表の容器等に含まれない機器のうち非安重・SAに属するもの 機種区分が「-」となる「基本設計方針に個別名称を記載する設備 (②-a)」
VI : 内的SA
(再) 廃ガス貯留槽 等 (M) 該当なし
(再) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽 等 (M) 該当なし
(再) 主要弁 (重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁) 等 (M) 該当なし
(再) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 等 (M) グローブボックス負圧・温度監視設備, 排気筒 等

- : 一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包又は一定の内部エネルギー (圧力) を内包するもの等であってその機能喪失によって放射性物質等による災害又は内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがある容器及び管
- : 仕様表における機種区分に対して材料及び構造における容器又は管と整理したもののうち, 再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの (設工認添付書類「強度及び耐食性に関する説明書」において強度計算書*1を示す対象)
- : 上記の再処理施設の安全性を確保する上で重要な容器又は管に接続するポンプ及び弁 (安全上重要な施設又は重大事故等対処設備を防鼠するために必要な緊急遮断弁を含む。) 安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属するガスタービン及び内燃機関 (材料及び構造の対象範囲)

注記 * 1 : ただし, 高圧ガス保安法等の他の規格及び基準に基づく設計としているものにあつては強度計算書に代えて, 「強度計算及び耐食性に関する基本方針」において高圧ガス保安法等の他の規格基準を適用することの妥当性を説明した上で当該規格及び基準に適合するものを使用する設計とする方針を示すこととする。

第2.2-1図 材料及び構造における対象範囲

材料及び構造の対象範囲としては、上記2.1項に示す考え方を踏まえ、安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備に属するもののうち以下のいずれかに該当するものであって、その機能を材料及び構造にて確保するもの（以下、安全機能を有する施設にあつては「安全機能を有する施設の容器等」、重大事故等対処設備にあつては「重大事故等対処設備の容器等」という。）を対象とする。

- a. 一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包又は一定の内部エネルギー（圧力）を内包するもの等であつてその機能喪失によって放射性物質等による災害又は内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがある容器及び管

具体的には、再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 第17条2に規定される「容器等の主要な溶接部」に該当する機器区分（再処理第1種機器から再処理第5種機器）に属する容器及び管が該当する。

なお、「容器等の主要な溶接部」と機器区分（再処理第1種機器から再処理第5種機器）との対応関係を参考3に示す。

- b. 公衆若しくは従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有する安全上重要な施設（地下水排水設備を含む。）又は重大事故等対処設備に属する容器及び管
- c. 上記a又はbに接続するポンプ及び弁（安全上重要な施設又は重大事故等対処設備を防護するために必要な緊急遮断弁を含む。）
- d. 上記a, b又はcに直接溶接される支持構造物であり、その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの
- e. 安全上重要な施設（地下水排水設備を含む。）又は重大事故等対処設備に属する発電機のうちガスタービン及び内燃機関（発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号 平成25年5月17日）の規定を踏まえ、ガスタービンにあつてはガスタービン車室、内燃機関にあつては内燃機関ケーシングを対象とする。）

なお、当該区分の再処理施設における主な例として、非常用ディーゼル発電機における材料及び構造の対象とする範囲について、参考4に示す。

ここでいう容器の定義としては、内部に流体（気体、液体、粉体を含む。以下同様。）を保持し、機能上、滞留、貯蔵、反応、蒸留等を目的としたものとし、管の定義としては、機能上、容器又は機器の間の連絡又は移送を目的としたものとする。

なお、密封された放射性物質及び固体状の放射性物質を内部に貯蔵又は移送するものについては、材料及び構造の対象とする耐圧部として圧力を保持し圧力による荷重を受ける部分に該当するものではないため、上記の流体には含まず、対象外とする。

仕様表における機種区分に対する材料及び構造における分類の整理を第2.2-1表に示す。整理表では、内部流体の内包の有無、機種区分毎の機能、また、その機能確保の手段を踏まえ、容器又は管の定義への該当の有無を整理することで、材料及び構造における分類を示す。

また、これら材料及び構造の対象範囲にあつては、設工認添付書類において、第2.2-2表に示すとおり展開し、説明する。

第 2.2-1 表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (1/5)

機種区分 (仕様表)				機能	材構 における 分類※1	備考
大分類	中分類	常設/可搬	構造分類			
容器	容器	常設/可搬	円筒型	流体を内包し、滞留、貯蔵等の機能を有するものであることから、容器の定義に該当する。	a 又は b (容器)	※2 容器 (ライニング型) はコンクリートの躯体に鋼製のライニングを設けたものであるが、容器内の水頭等による荷重はライニングの下のコンクリートで強度を保持しており、コンクリート構造物としての構造強度については、「耐震性に関する説明書」にて説明を実施する。 材料及び構造では、鋼製のライニングについて必要な厚さ以上であることを確認する。
			板状型			
			環状型			
			ライニング型※2			
			ミキサセトラ			
			パルスカラム			
			蒸発缶			
			ポンベ			
			円筒型 (車両)			
			漏えい液受皿			
運搬・製品容器	運搬・製品容器	可搬	円筒形	流体を内包し、貯蔵機能を有するものであることから、容器の定義に該当する。	a 又は b (容器)	
			箱形			
			キャスク			
ろ過装置	ろ過装置	常設	—	流体の移送経路上にあり、ろ過機能を有するものであることから、容器の定義に該当する。	a 又は b (容器)	
熱交換器	熱交換器	常設/可搬	チューブ型	流体の移送経路上にあり、内部の流体の熱交換等の反応機能を有するものであることから、容器の定義に該当する。	a 又は b (容器)	
			プレート型			
			冷却塔			
			冷凍機			
			ボイラ			
ポンプ	ポンプ	常設/可搬	うず巻形	流体の移送経路上にあり、流体にエネルギーを与えて移送する機能を有するものであり、容器又は管の定義に該当しないものの、ポンプとして材料及び構造の対象とする。材料及び構造においては、再処理施設の安全性を確保する上で重要な容器又は管に接続するポンプを対象とする。	c (ポンプ)	
			うず巻形 (車両)			
	往復式					
	特殊ポンプ	常設	—	流体を内包し、容器又は機器間の移送機能を有するものであることから、管の定義に該当する。	a 又は b (管)	
圧縮機	圧縮機	常設/可搬	—	流体を圧送する機械類であり、容器又は管の定義に該当しない。	対象外	
ファン	ファン	常設/可搬	遠心式/ルーツ式/ターボ式	流体の移送経路上にあり、流体にエネルギーを与えて移送する機能を有するものであり、容器又は管の定義に該当しない。 なお、ファンとしては、技術基準規則第二十八条 (換気設備) に基づき、換気設備としての適切な機能を有することを確認するものである。	対象外	

※1 材構における分類のうち、容器及び管については再処理施設の安全性を確保する上で重要なものに限る。(2.1 項及び 2.2 項参照)

第 2.2-1 表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (2/5)

機種区分 (仕様表)				機能	材構 における 分類※1	備考
大分類	中分類	常設／可搬	構造分類			
フィルタ※3	フィルタ	常設／可搬	—	流体の移送経路上にあり、反応又は滞留機能を有するものであることから、容器の定義に該当する。	a 又は b (容器)	※3 気体廃棄物の廃棄施設のうち換気設備に属するフィルタの評価にあつては、内包する流体の性状から主として空気を移送するダクトと同等の評価を実施する。
主要弁	主要弁	常設	弁	流体の移送経路上にあり、流量調整等の機能を有するものであり、容器又は管の定義に該当しないものの、弁として材料及び構造の対象とする。	c (弁)	※4 換気空調系のダンパの評価にあつては、内包する流体の性状から主に空気を移送するダクトと同等の評価を実施する。
			ダンパ※4	材料及び構造においては、再処理施設の安全性を確保する上で重要な容器又は管に接続する主要弁を対象とする。		
安全弁及び逃がし弁	主要弁	常設	安全弁/逃がし弁	流体による圧力上昇時において減圧等の機能を有する機械類であり、容器又は管の定義に該当しないものの、弁に該当するものである。 ただし、安全弁及び逃がし弁としての機能は、技術基準規則第三十八条（臨界事故の拡大を防止するための設備）及び第四十一条（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）に基づき、 <u>安全弁及び逃し弁としての適切な機能を有することを確認するものであることから</u> 、材料及び構造の対象外とする。	対象外	
主配管	主配管	常設／可搬	配管	流体を内包し、容器又は機器間の連絡又は移送する機能を有するものであることから、管の定義に該当する。	a 又は b (管)	※5 ダクトの評価にあつては、JSME 設計・建設規格におけるダクトの規定であるクラス 4 管の形状規定（ダクトの径に応じた必要厚さ）を満足するものを使用する設計とする。
			ダクト※5			
			海洋放出管			
			ノズル			
			ホース			
ラック/ピット/棚	ラック/ピット/棚	常設	ラック	密封された放射性物質及び固体状の放射性物質の保管、保持機能を有するものであり、容器又は管の定義に該当しない。	対象外	
			ピット/棚			
	ガラス固化体貯蔵ピット		—			

※1 材構における分類のうち、容器及び管については再処理施設の安全性を確保する上で重要なものに限る。(2.1 項及び 2.2 項参照)

第2.2-1表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (3/5)

機種区分 (仕様表)				機能	材構 における 分類※1	備考	
大分類	中分類	常設／可搬	構造分類				
搬送設備	搬送設備	常設	クレーン	流体を内包しない、搬送機能を有する機械類であり、容器又は管の定義に該当しない。	対象外		
			昇降装置 コンベア				
機械装置	廃棄処理機械装置	常設	—	流体を内包しない、廃棄処理、焼結・乾燥等の機能を有する機械装置であり、容器又は管の定義に該当しない。 MOX燃料加工施設の焼結装置及び乾燥装置については、流体を内包し、機能上、閉じ込めを目的とするものであることから、容器又は管の定義に該当する。 ただし、焼結装置及び乾燥装置としての機能は、技術基準規則第十条（閉じ込めの機能）に基づく設計を実施することから、材料及び構造の対象外とする。	対象外		
	焼結・乾燥装置		—				
	機械・検査装置		粉末処理・加工機械装置				せん断機
			検査装置				検査装置
			ガラス固化体検査装置				ガラス固化体検査装置
核物質等取扱ボックス	核物質等取扱ボックス	常設	グローブボックス	流体を内包し、放射性物質の閉じ込め機能（放射性物質の放出経路の維持機能）を有するものであり、容器の定義に該当する。 ただし、グローブボックスとしての機能は、技術基準規則第十条（閉じ込めの機能）に基づく設計を実施することから、材料及び構造の対象外とする。	対象外		
				（漏えい液受け皿部分） 漏えい液受け皿にあっては、漏えい液の滞留機能を有することから、容器の定義に該当する。	a 又は b （容器）		
			オープンポートボックス	流体を内包し、放射性物質の閉じ込め機能（放射性物質の放出経路の維持機能）を有するものであり、容器の定義に該当する。 ただし、オープンポートボックスとしての機能は、技術基準規則第十条（閉じ込めの機能）に基づく設計を実施することから、材料及び構造の対象外とする。	対象外		
				（漏えい液受け皿部分） 漏えい液受け皿にあっては、漏えい液の滞留機能を有することから、容器の定義に該当する。	a 又は b （容器）		

※1 材構における分類のうち、容器及び管については再処理施設の安全性を確保する上で重要なものに限る。（2.1項及び2.2項参照）

第 2.2-1 表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (4/5)

機種区分 (仕様表)				機能	材構 における 分類※1	備考
大分類	中分類	常設／可搬	構造分類			
核物質等取扱ボックス	核物質等取扱ボックス	常設	フード	流体を内包し、放射性物質の閉じ込め機能（放射性物質の放出経路の維持機能）を有するものであり、容器の定義に該当する。 ただし、フードとしての機能は、技術基準規則第十条（閉じ込めの機能）に基づく設計を実施することから、材料及び構造の対象外とする。	対象外	
発電機	発電機	常設／可搬	発電機	ガスタービン又は内燃機関を原動力とした発電機能を有するものであり、容器又は管の定義に該当しないものの、ガスタービン又は内燃機関として材料及び構造の対象とする。 材料及び構造においては、安全上重要な施設又は重大事故等対処設備に属する <u>発電機のうちガスタービン及び内燃機関</u> を対象とする。	e (ガスタービン又は内燃機関)	
			可搬型発電機			
変圧器	変圧器	常設	—	流体を内包しない、電気的な機能を有する電気設備であり、容器又は管の定義に該当しない。	対象外	
受電開閉設備用遮断器	受電開閉設備用遮断器	常設	—			
電源盤	電源盤	常設	—			
無停電電源装置	無停電電源装置	常設	—			
電力貯蔵装置	蓄電池	常設	—			
	充電器盤	常設	—			
計装/放管設備	計測装置	常設／可搬	<u>検出器</u> <u>放管装置</u>			
	インターロック	常設	—			

※1 材構における分類のうち、容器及び管については再処理施設の安全性を確保する上で重要なものに限る。(2.1 項及び 2.2 項参照)

第2.2-1表 材料及び構造の対象範囲と仕様表における機種区分との整理表 (5/5)

機種区分 (仕様表)				機能	材構 における 分類※1	備考
大分類	中分類	常設／可搬	構造分類			
建物・構築物	建屋・洞道	常設	建屋	流体を内包しない、コンクリート構造物、飛来物防護設備としての機能を有する建物・構築物であり、容器又は管の定義に該当しない。 ただし、排気筒については、流体の移送経路上にあるものであり、管の定義に該当する。	対象外	※6 排気筒にあつては、換気設備に属するダクトの下流に接続するものであり、内包する流体の性状から主として空気を移送するダクトと同等の評価を実施する。
			洞道			
	排気筒※6	常設	主排気筒		a 又は b (管)	
			北換気筒			
	遮蔽設備	常設／可搬	壁		対象外	
			扉/窓/ハッチ/蓋/プラグ			
	施設外漏えい防止堰	常設	—			
	保管・廃棄エリア	常設	—			
	火災区域構造物	常設	—			
	防水区画構造物	常設	堰			
			ハッチ			
			水密扉			
	飛来物防護設備	常設	防護ネット			
防護版						
地下水排水設備	常設	—	(発電機)	発電機※7		
			(ポンプ)	ポンプ※7		
			(容器)	容器※7		
			(主配管)	主配管※7		
—	※8	<p>※8 「基本設計方針に個別名称を記載する設備(②-a)」については、再処理施設の機能、性能を達成するために設備、機器の仕様(値、材質等)を特定する必要がなく、技術基準規則等の要求事項を達成するため、仕様項目を示す必要はないが事業指定(変更許可)申請書及び技術基準規則において設置(系統構成含む)することを明示している設備(仕様表対象以外)であり、要求される安全機能の重要度に応じた設工認申請書における記載グレードが低い設備・機器のため、材料及び構造の対象としない。</p> <p>ただし、溢水防護設備の緊急遮断弁については、溢水発生時に機能を喪失した場合、溢水防護区画に溢水が流入するおそれがあることから、安全上重要な施設又は重大事故等対処設備を防護するために必要な機器として材料及び構造の対象とする(c)。</p>				

※1 材構における分類のうち、容器及び管については再処理施設の安全性を確保する上で重要なものに限る。(2.1項及び2.2項参照)

第2.2-2表 材料及び構造の対象範囲と設工認添付書類への展開（安全機能を有する施設の容器等）（1/3）

技術基準規則の要求事項				基本設計方針上の主語	展開(概略)	展開(詳細)	
1 項	1 号	-	材料	機械的強度及び化学的成分	安全機能を有する施設の容器等	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 材料選定：材料選定については、既設工認における「材料選定フロー」による。使用する材料規格については、既設は既設工認における「既認可構造等に関する設計方針」、新設は添付書類V-1-2 別紙「構造等に関する設計方針」による。ただし、内燃機関にあつては発電用火力設備の技術基準の解釈による ➢ 腐食代設定：既設工認における「腐食代設計方針」による 添付書類V-1-2 別紙：「構造等に関する設計方針」に使用可能な材料規格を記載 	
					ただし、仕様表及び計算書に材料に関する情報は記載あり	<ul style="list-style-type: none"> 材料選定結果(使用材料及び腐食代)については、以下のとおり記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 仕様表：材料選定において重要な要素である「腐食環境」下で使用され得る容器、管、ポンプ及び弁における主要な材料については、仕様表における主要材料として記載 ➢ 添付書類V-2：強度計算を実施する容器及び管については、強度計算書において強度評価対象部位の使用材料を記載するとともに、腐食代を設定するものについてはその値を記載 ➢ なお、内燃機関及び支持構造物は、材料選定において重要な要素となる「腐食環境」下で使用されるものではなく、材料選定フローにおいても「一般用材」が選定されることから、仕様表に主要材料は記載しないものとする。 	
	2 号	イ		構造	延性破断の防止	容器、管 (ダクトは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既設：既設工認における「既認可構造等に関する設計方針」(のうち容器、管の規定：告示ベース。一部 ASME によるものもあり。) ➢ 新設：添付書類V-1-2 別紙「構造等に関する設計方針」(のうち容器、管の規定：JSME ベース。一部 ASME によるものもあり。) 添付書類V-1-2：評価方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公式による評価：JSME 設計・建設規格におけるクラス3機器の規定等による ➢ 解析による評価：規格計算等の規定がないものにあつては、ASME による適切な応力評価による 添付書類V-1-2 別紙：「構造等に関する設計方針」において、容器、管に係る規定を記載 添付書類V-1-3：強度計算書作成の基本方針として、記号の定義、使用する計算式等を記載
						ポンプ、弁	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-2：強度評価結果として、以下の内容を記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 添付書類V-2-1「評価条件整理表」において、条件アップの有無を確認し、評価区分を整理。なお、条件アップのない機器にあつては、既設工認における当該強度計算書を記載 ➢ 添付書類V-2-2「強度計算書」において、条件アップのある機器は強度計算(板厚評価、一部応力評価)結果を記載
						設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐圧試験等を実施したものを使用 ➢ 接続配管より肉厚のものを使用 ➢ 上記を踏まえ、評価は配管の評価にて確認することとし、ポンプ、弁の強度計算書は作成しないものとする
						設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発電用火力設備の技術基準の解釈に適合するものを使用 ➢ 発電用火力設備の技術基準の解釈の規定は主に耐圧試験であり、基本的に強度計算が求められているものではないため、内燃機関の強度計算書は作成しない
						設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既設：既設工認における「既認可構造等に関する設計方針」(のうちダクトの形状規定：告示ベース)による ➢ 新設：添付書類V-1-2 別紙「構造等に関する設計方針」(のうちダクトの形状規定：JSME ベース)による 添付書類V-1-2 別紙：「構造等に関する設計方針」において、ダクトにあつては形状規定を満足するものを使用する設計方針を記載
						設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、支持構造物については耐震評価によることを記載
						疲労破壊の防止	伸縮継手
		座屈による損傷の防止	(延性破断の防止と同じ展開のため省略)				
	3 号	-	-	主要な溶接部	安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部	<ul style="list-style-type: none"> 工事の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：主要な溶接部については、再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の「再処理施設の溶接方法等について」(以下「別記」という。)に基づきの実施することを説明するとともに、別記への適合性については使用前事業者検査にて確認することを記載
				2 項	-	-	耐圧試験等

第2.2-2表 材料及び構造の対象範囲と設工認添付書類への展開（常設重大事故等対処設備の容器等）(2/3)

技術基準規則の要求事項		基本設計方針上の主語	展開(概略)	展開(詳細)		
1項	1号	材料	機械的強度及び化学的成分 常設重大事故等対処設備の容器等	・設計方針 ただし、仕様表及び計算書に材料に関する情報は記載あり	(安全機能を有する施設の容器等の材料と同じ展開のため省略)	
		構造	延性破断の防止	容器、管 (ダクトは除く。)	・設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> 既設：既設工認における「既認可構造等に関する設計方針」（のうち容器、管の規定：告示ベース。一部ASMEによるものもあり。）による 新設：添付書類V-1-2 別紙「構造等に関する設計方針」（のうち容器、管の規定：JSMEベース。一部ASMEによるものもあり。）による
					・評価方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-2：評価方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> 公式による評価：JSME設計・建設規格におけるクラス3機器の規定等による 解析による評価：規格計算等の規定がないもの又はより精緻な評価が必要なものにあつては、ASME又はJSMEを参考とした適切な応力評価による 添付書類V-1-2 別紙：「構造等に関する設計方針」において、容器、管に係る規定を記載 添付書類V-1-3：強度計算書作成の基本方針として、記号の定義、使用する計算式等を記載
					・評価	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-2：強度評価結果として、以下の内容を記載 <ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-2-1「評価条件整理表」において、条件アップの有無を確認し、評価区分を整理。なお、条件アップのない機器にあつては、既設工認における当該強度計算書を記載 添付書類V-2-2「強度計算書」において、条件アップのある機器は強度計算(板厚評価、一部応力評価)結果を記載
					・設計方針	(安全機能を有する施設の容器等の延性破断の防止におけるポンプ、弁と同じ展開のため省略)
			・設計方針	(安全機能を有する施設の容器等の延性破断の防止における内燃機関と同じ展開のため省略)		
			・設計方針	(安全機能を有する施設の容器等の延性破断の防止におけるダクトと同じ展開のため省略)		
			・設計方針	(安全機能を有する施設の容器等の延性破断の防止における支持構造物と同じ展開のため省略)		
			疲労破壊の防止	伸縮継手	・設計方針 ・評価方針 ・評価	(基本的に延性破断の防止における容器、管と同じ展開のため省略)
		座屈による損傷の防止	(延性破断の防止と同じ展開のため省略)			
2号	主要な溶接部	常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部	・工事の方法	(安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部と同じ展開のため省略)		
2項	ー	耐圧試験等 常設重大事故等対処設備の容器等(支持構造物は除く。)	・工事の方法	(安全機能を有する施設の容器等の耐圧試験等と同じ展開のため省略)		

第2.2-2表 材料及び構造の対象範囲と設工認添付書類への展開（可搬型重大事故等対処設備の容器等）（3/3）

技術基準規則の要求事項			基本設計方針上の主語	展開(概略)	展開(詳細)	
1 項	1 号	材料	機械的強度 及び 化学的成分	常設重大事故等対処設備 の容器等	・設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 材料選定：材料選定については、既設工認における「材料選定フロー」による。使用可能な材料規格については、日本産業規格等に適合したものを使用する
					ただし、仕様表及び計算書に材料に関する情報は記載あり	<ul style="list-style-type: none"> 材料選定結果(使用材料)については、以下のとおり記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 仕様表：容器、管、ポンプ及び弁における主要な材料については、仕様表における主要材料として記載 ➢ 添付書類V-2：強度評価を実施する容器及び管については、強度評価書において強度評価対象部位の使用材料を記載する ➢ なお、内燃機関は、材料選定において重要な要素となる「腐食環境」下で使用されるものではなく、材料選定フローにおいても「一般用材」が選定されることから、仕様表に主要材料は記載しないものとする。
		構造	延性破断の防止	容器、管 (ダクトは除く。)	・設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完成品以外：添付書類V-1-2 別紙「構造等に関する設計方針」(のうち容器、管の規定：JSME ベース)による ➢ 完成品：一般産業用工業品の規格及び基準への適合性を確認する
					・評価方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-2：評価方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完成品以外：JSME 設計・建設規格におけるクラス3機器の規定等による ➢ 完成品：一般産業用工業品の規格及び基準への適合性として、公的規格又はメーカ規格とに分けて確認する 添付書類V-1-2 別紙：「構造等に関する設計方針」において、容器、管に係る規定を記載 添付書類V-1-3：強度評価書作成の基本方針として、記号の定義、使用する計算式等を記載
					・評価	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-2：強度評価結果として、以下の内容を記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 添付書類V-2-1「評価条件整理表」において、条件アップの有無を確認し、評価区分を整理。 ➢ 添付書類V-2-2「強度計算書」において、条件アップのある機器は強度評価(一般産業用工業品の規格及び基準への適合)結果を記載
			ポンプ、弁	・設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完成品：一般産業用工業品の規格及び基準への適合するものを使用する設計とする 	
			内燃機関	・設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類V-1-1：設計方針として、以下のとおり実施することを記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 完成品：一般産業用工業品の規格及び基準への適合するものを使用する設計とする 	
	ダクト		・設計方針 ・評価方針 ・評価	(延性破断の防止における容器、管と同じ展開のため省略)		
	支持構造物	—	(可搬型設備のため対象なし)			
	疲労破壊の防止	伸縮継手	・設計方針 ・評価方針 ・評価	(延性破断の防止における容器、管と同じ展開のため省略)		
	座屈による損傷の防止	(延性破断の防止と同じ展開のため省略)				
	2 号	主要な溶接部	常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部	—	(可搬型設備のため対象なし)	
	2 項	—	常設重大事故等対処設備の容器等(支持構造物は除く。)	・工事の方法	(安全機能を有する施設の容器等の耐圧試験等と同じ展開のため省略)	

(3) 支持構造物

安全機能を有する施設の容器等の支持構造物は、以下の支持構造物を対象とする。

一般的に支持構造物については、スカート構造、脚支持構造、ラグ支持構造といった様々な構造、形式のものがあり、数量も非常に多い。脚支持構造やラグ支持構造は、通常、被支持機器の自重を分散して複数の構造体で支持するものであり、仮に一部の構造体に欠陥が発生した場合でも、残りの健全な構造体で自重を分散して支持することにより、直ぐに被支持機器の損壊に至るものではない。

また、支持構造物と被支持機器との接続にあっても、溶接による接続やボルト、ピン、クランプ等による接続があるが、ボルト、ピン、クランプ等による接続の場合は溶接による接続と異なり、支持構造物と被支持機器とは構造的に分離していることから、仮に一部の構造体に欠陥が発生した場合でも、被支持機器（耐圧部）に直接影響を及ぼすものではない。

これらの考え方は、「解説 原子力設備の技術基準」（電力新報社）にも示されている。

再処理施設における主な支持構造物の構造形式一覧（再処理施設特有の支持構造物の一例として安全冷却水冷却塔の支持構造物も含む。）を参考5に示す。

再処理施設における支持構造物についても複数の構造形式があるものの上述のような支持構造物の組合せであることから、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもののうち支持構造物については、被支持機器（耐圧部）に直接影響を及ぼすものとして、容器及び管に直接溶接されるものであり、その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるものを対象とする。

なお、「耐震性に関する説明書」において確認している範囲としては、支持構造物の構造の多くは荷重負担の自由度を有し、一部の破損が被支持機器の損壊に至るものではないことから、その最弱部であるボルトを対象に構造強度を確認している。

○解説 原子力設備の技術基準（抜粋）

（第3種支持構造物の構造の規格）

第93条 第3種機器（管にあつては、外径が65ミリメートル以上のものに限る。）に溶接により直接取り付けられる支持構造物（ガスケット、シール、ばね、圧縮ばね用端板、軸受、座金、摩擦板その他のこれらに類するものであつて、支持することを主たる目的としないものを除く。）であつて、その破損により第3種機器の損壊を生じさせるおそれのあるものの構造の規格は第88条第3項第1号イ又は第4項第1号及び第4号の規定によらなければならない。

〔解説〕

本条の規定は、第3種支持構造物のうち重要な部分に対して強度評価を行うことを定めたものである。

第3種機器を支持する支持構造物は、その構造、形式等が多岐にわたり、数量も非常に多い。また、通常、支持構造物の構造の多くは荷重負担の自由度を有することから、1部の破損が被支持機器の損壊に至るものではない。したがって、特に機器の耐圧部に直接溶接によって取り付けられており、その使用条件の影響を直接受ける部分で、支持構造物に発生した欠陥が耐圧部にまで進展するおそれのある範囲のみに対して構造の規格を規定したものである。

3. ポンプ及び弁の取扱い

3.1 発電炉との比較

材料及び構造の対象範囲について、前述のとおり再処理施設の技術基準規則ではポンプ及び弁は対象とされていない。一方、発電炉の技術基準規則では一部のポンプ及び弁が対象とされていることから、対象とする機器について発電炉と再処理施設との比較を以下のとおり実施した。

(1) 安全機能を有する施設

発電炉の材料及び構造に係る要求事項にあたっては機器の重要度に応じたクラス区分が設定されており、そのクラス区分に応じて対象となる機器が規定されている。具体的には、機器の重要度の高いクラス1，2機器は、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び工学的安全施設等であり、より信頼性が求められることからポンプ及び弁も対象とされているものの、クラス3，4機器ではポンプ及び弁は対象とされていない。（第3.1-1表参照）

再処理施設ではクラス区分の設定はなく、ポンプ及び弁は対象とされていない。（第3.1-2表参照）

発電炉と再処理施設との整合性を確認するにあたって、「昭和61年度科学技術調査資料作成委託 調査報告書参考資料 核燃料施設における構造，閉じ込め，耐震及び溶接に関する技術基準の検討」（昭和62年3月）にて、再処理施設における容器及び管については、発電炉におけるクラス3機器相当の考え方を採用しているとされており、また、「解説 核燃料施設の技術基準」（科学技術庁原子力安全局・燃料規制課 編）にて、機器の重要度に応じた検査に関して発電炉と核燃料施設との機器区分の関係性が示されており、基本的に再処理施設を含む核燃料施設は発電炉におけるクラス3，4機器相当と整理されている。（第3.1-1図参照）

なお、図中の再処理施設において発電炉のクラス2機器とクラス3機器との間に明確な線引きはない。これは、当該整理が「加工施設，再処理施設及び使用施設等の溶接の技術基準」（昭和61年12月23日総理府令第73号）における主要な溶接部に係る検査に関して整理されたものであること、また、主要な溶接部に係る機器区分のうち再処理第1種機器から再処理第3種機器にあつては発電炉のクラス3機器では要求のない腐食試験（材料の耐食性）や非破壊試験（セル内の設備に対する配慮）が要求されていることが反映されているものであり、構造健全性としての性能水準は主要な溶接部に係る機器区分によらず同じ水準が求められており、その水準としては技術基準規則の要求事項を踏まえても発電炉のクラス3，4機器相当であると判断できる。

また、参考として再処理施設の使用条件と発電炉の使用条件とを比較すると、若干の相違はあるものの耐圧強度の主たるパラメータである圧力条件については再処理施設の使用条件はクラス3機器と同等の使用条件である。（第3.1-3表参照）

第 3.1-1 表 発電炉（設計基準対象施設）における強度評価の説明対象

	クラス 1	原子炉格納容器	クラス 2	クラス 3	クラス 4
容器	○	○	○	○	—
管	○	—	○	○	○
ポンプ	○	—	○	*	—
弁	○	—	○	*	—
支持構造物	○	○	○	*	—
炉心支持構造物	○				
安全弁等	—				

○：説明対象，—：説明対象外

*：技術基準規則要求は示されていないものの参考資料として添付するもの。

16

第 3.1-2 表 再処理施設（安全機能を有する施設）における強度評価の説明対象

	安全機能を有する施設
容器	○
管	○
ポンプ	*
弁	*
支持構造物	○

○：説明対象，—：説明対象外

*：技術基準規則第十七条（材料及び構造）の要求を直接受けるものではないが，材料及び構造としての説明対象とするもの。

実用発電炉	加工	再処理	使用
クラス1機器 (原子炉冷却材圧力バウンダリ)	-	-	-
原子炉格納容器	-	-	-
クラス2機器 ----- (安全系, 格納容器バウンダリ等)	-		-
	加工第1種	再処理第1種 〔インベントリ大〕 追加 〔特に腐食性が厳しい〕 試験	
	加工第1種	再処理第2種 〔腐食性〕 により追加試験 〔濃度大〕	使用第1種
	加工第1種 (開放容器)	再処理第3種 〔実用発電炉より安全上の要求機能は低い, 保守が困難なため炉のクラス2相当 (非破壊試験のみ) の検査をする。〕	使用第1種 (開放容器)
(*) クラス3機器 ----- (放射性物質を内包)	加工第2種	再処理第4種	使用第2種
クラス4管 ----- (ダクト)	加工第3種	再処理第5種 (ダクト, 漏えい防止容器)	使用第3種

(*) クラス3は, それぞれクラス1機器, クラス2機器, 原子炉格納容器及び放射線管理施設若しくは原子炉格納施設 (非常用ガス処理設備に限る。) に属するダクト以外の設計基準対象施設に属する容器又は管 (内包する流体の放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル (流体が液体の場合にあっては, 三十七キロベクレル毎立方センチメートル) 以上の管又は最高使用圧力が零メガパスカルを超える管に限る。) をいう。
 (解説 核燃料施設の技術基準 (原子力安全技術センター) 「表Ⅲ.5.1 実用発電炉等の機器区分と加工・再処理・使用施設等の機器区分との関係」を参考に作成)

第 3.1-1 図 実用発電炉のクラス区分と加工・再処理・使用施設の機器区分との関係

第 3.1-3 表 発電炉と再処理施設の温度・圧力の比較

	クラス区分	設備／系統名	圧力 [MPa]	温度 [°C]
発電炉 (PWRの一例)	クラス1機器	RCS バウンダリ	[REDACTED]	[REDACTED]
	クラス2機器	余熱除去設備		
		ECCS (高圧注入ライン)		
		ECCS (蓄圧タンク注入ライン)		
		化学体積制御設備		
		CV スプレイ		
		主蒸気・主給水設備		
	クラス3機器	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備		
		燃料取替用水設備		
		原子炉補機冷却設備 (CCW)		
		原子炉補機冷却設備 (SW)		
		制御用空気設備		
		消火設備 (水消火)		
再処理施設	安全機能を有する施設 ^(*)	分離設備		
		ウラン精製設備		
		第2酸回収系		
		塔槽類廃ガス処理系		
		高レベル廃液濃縮系		
		アルカリ廃液濃縮系		

(*) 核燃料物質及び放射性物質を内包する設備／系における圧力及び温度を示す。

(2) 重大事故等対処設備

発電炉の材料及び構造に係る要求事項にあたっては常設設備／可搬設備に応じたクラス区分が設定されており、クラス区分毎にそれぞれ対象となる機器が規定されている。また、発電炉の重大事故等対処設備は、設計基準対象施設におけるクラス2機器（工学的安全施設）と同等の機器の重要度とし、同等の性能水準が求められていることから、対象となる機器についてもクラス2機器と同様にポンプ及び弁が対象とされている。（第3.1-4表参照）

再処理施設ではクラス区分の設定はなく、ポンプ及び弁は対象とされていない。（第3.1-5表参照）

再処理施設の重大事故等対処設備にあっても基本的な考え方は発電炉と同じであり、重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設と同等の機器の重要度とし、同等の性能水準で設計とする方針である。

前述(1)のとおり安全機能を有する施設は発電炉におけるクラス3，4機器相当の設計であり、ポンプ及び弁は対象としていない。そのため、重大事故等対処設備についても同様にポンプ及び弁は対象としていない。

また、参考として再処理施設の重大事故等時における使用条件と発電炉のクラス3機器の使用条件とを比較すると、若干の相違はあるものの耐圧強度の主たるパラメータである圧力条件については再処理施設の重大事故等時における使用条件は発電炉のクラス3機器と同等の使用条件である。（第3.1-6表参照）。

第 3.1-4 表 発電炉（重大事故等対処設備）における強度評価の説明対象

	重大事故等 クラス 1 機器	重大事故等 クラス 2 機器	重大事故等 クラス 3 機器
容器	○	○	○
管	○	○	○
ポンプ	○	○	○
弁	○	○	○
支持構造物	○	○	—
安全弁等		—	

○：説明対象，—：説明対象外

第 3.1-5 表 再処理施設（重大事故等対処設備）における強度評価の説明対象

	重大事故等対処設備
容器	○
管	○
ポンプ	*
弁	*
支持構造物	○

○：説明対象，—：説明対象外

*：技術基準規則第三十七条（材料及び構造）の要求を直接受けるものではないが，材料及び構造としての説明対象とするもの。

第 3.1-6 表 発電炉と再処理施設の温度・圧力の比較

	クラス区分	設備／系統名	圧力 [MPa]	温度 [°C]
再処理施設	重大事故等対処設備 ^(*)	廃ガス貯留設備	[REDACTED]	[REDACTED]
		代替安全冷却水系		
		代替安全圧縮空気系		
		重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備		
		代替換気設備		
		代替注水設備		
【参考】発電炉 (PWR の一例)	クラス 3 機器	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	[REDACTED]	[REDACTED]
		燃料取替用水設備		
		原子炉補機冷却設備 (CCW)		
		原子炉補機冷却設備 (SW)		
		制御用空気設備		
		消火設備 (水消火)		

(*) 核燃料物質及び放射性物質を内包する設備／系における圧力及び温度を示す。

3.2 ポンプ及び弁の材料及び構造

発電炉における「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド」では、クラス3機器に接続するポンプ及び弁は強度要求が示されていないものの強度に関する説明書の参考資料として添付することが規定されていることを踏まえ、再処理施設においても、再処理施設の安全性を確保する上で重要な容器又は管に接続するポンプ及び弁も材料及び構造の対象範囲とする。

○発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド（抜粋）

3. 工事計画以外の認可申請書，届出書及び添付書類の記載

(3) 添付書類

1 1) 強度に関する説明書

(中略)

(注) 3 クラス3機器に接続するポンプ，弁又は支持構造物にあっては，技術基準規則において強度要求を示していないものの，設計・建設規格又はJIS等を基にした強度関する計算書等を「参考資料」として添付することとする。

再処理施設の安全性を確保する上で重要な容器又は管に接続するポンプ及び弁の材料及び構造については、以下に示すとおり、接続する配管と同等の設計であることから、接続する配管が十分な強度を有することを確認することで、ポンプ及び弁も十分な強度を有することが確認できる。（詳細は、第3.2-1表参照）

- ・ 材料については、「材料選定フロー」に基づき材料を選定することとしており、接続する配管と同等の材料を選定している。
- ・ 構造については、ポンプ及び弁は使用条件（最高使用圧力・最高使用温度）に対して、日本産業規格・メーカー規格等の適切な規格に基づき設計・製作・検査され、十分余裕を有した型式のものを選定しており、耐圧試験等により十分な強度を有するものを使用したものを使用する設計としている。また、安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等はJSME 設計・規格等に準拠した厚さ評価が基本となるが、ポンプ及び弁は一般的に鋳造品であり接続する配管より厚肉である。
- ・ 主要な溶接部については、ポンプ及び弁の溶接部は接続する配管との溶接部が該当するが、それら溶接部は配管の溶接部として適合性を確認している。

したがって、再処理施設の安全性を確保する上で重要な容器又は管に接続するポンプ及び弁の材料及び構造については、材料及び構造の対象範囲とし、設工認申請書においては強度計算書に代えて、基本設計方針及び強度及び耐食性に関する説明書における「強度及び耐食性の基本方針」にて、設備設計としての材料及び構造に係る設計方針を示すこととする。

第3.2-1表 材料及び構造に係る詳細設計及び検査における確認事項

項目	詳細設計での確認事項	検査での確認事項
材料	<p>[確認事項] 再処理施設は腐食性流体を取り扱うことから、機器の閉じ込め部又は耐圧部は、接液する放射性物質等（流体）を踏まえた適切な材料選定を実施する必要がある。</p>	<p>[確認事項] （構造、強度及び漏えいに係る検査のうち材料検査） 「主要材料」に対して、使用されている材料の化学成分、機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。</p>
	<p>[設工認記載事項] ○関連する仕様表記載事項 主要材料 ○基本設計方針 接液する腐食性流体を含む使用条件に対して適切な材料を使用する設計とすることを記載している。 ○添付書類 取り扱う放射性物質等（流体）の濃度、腐食環境（硝酸濃度、使用温度）などの条件を考慮して定めた「材料選定フロー」を示すとともに、同フローに基づき選定した材料を個別強度計算書に記載している。</p> <p>[設工認記載事項] ○関連する仕様表記載事項 主要材料 ○基本設計方針 容器等と同等の適切な材料及び構造を有するものを使用する設計とすることを記載している。</p> <p>[容器・管との関連性を含めたポンプ・弁の設計] ・ポンプ・弁を含む再処理施設における機器の閉じ込め部又は耐圧部は、容器・管と同様に上記の「材料選定フロー」に基づき材料選定を実施し、指定された日本産業規格等の規格を満足する材料を使用する設計としている。 ・取り扱う放射性物質等（流体）が同条件の系統は同等の材料が選定されることから、ポンプ及び弁と接続する配管では、鋳鋼品か鋼管かの相違はあるものの同等の材料が選定される。</p>	
構造及び強度	<p>[確認事項] 使用条件に対して十分な強度を有することを確認する必要がある。</p>	<p>[確認事項] （構造、強度及び漏えいに係る検査のうち耐圧・漏えい検査） 「最高使用圧力」に対して、検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないこと及び検査圧力により漏えいの有無を確認する。</p> <p>注記 *：「最高使用温度」、「主要材料」については、上記材料検査にて確認する項目である。</p>
	<p>[設工認記載事項] ○関連する仕様表記載事項 主要寸法（厚さ）、最高使用圧力、最高使用温度*、主要材料* ○基本設計方針 使用条件に対して弾性設計を行うことを記載している。 ○添付書類 JSME 設計・建設規格や日本産業規格等を取りまとめた「構造等に関する設計方針」を示すとともに、同設計方針に基づき強度計算（厚さ計算）を実施し、計算上の必要な厚さに対して機器が十分な厚さを有することを確認し、その結果を個別強度計算書に記載している。</p> <p>[設工認記載事項] ○関連する仕様表記載事項 最高使用圧力、最高使用温度*、主要材料* ○基本設計方針 使用条件に対して弾性設計を行うことを記載している。</p> <p>[容器・管との関連性を含めたポンプ・弁の設計] ・ポンプ・弁は、一般的に型式毎に使用範囲（圧力・温度）が定められており、使用条件（最高使用圧力・最高使用温度）に対して十分余裕を有した型式を選定している。 ・ポンプ及び弁は、日本産業規格・メーカー規格等の適切な規格に基づき設計・製作・検査を行っており、単体での耐圧試験、系統一体での耐圧試験等を実施しており十分な強度を有するものである。 ・ポンプ及び弁は接続する配管と比較しても、一般的に鋳造品であることから接続する配管より厚肉であり、また動的機器として十分な強度及び剛性を有するものであることから、設工認申請書における構造及び強度評価としてはより弱部である薄肉の配管側の強度評価を実施する。</p>	
主要な溶接部	<p>[確認事項] 主要な溶接部については、不連続で特異な形状でないものであることや適切な強度を有するものであることなどを確認する必要がある。</p>	<p>[確認事項] （容器等の主要な溶接部に係る検査） 容器等の主要な溶接部が技術基準規則の解釈「再処理施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを確認する。</p>
	<p>[設工認記載事項] ○基本設計方針 主要な溶接部については、技術基準規則に適合する設計とし、同規則の解釈における「再処理施設の溶接の方法等について（別記）」に適合していることを使用前事業者検査（溶接）にて確認することを記載している。</p> <p>[容器・管との関連性を含めたポンプ・弁の設計] ・ポンプ及び弁の溶接部は、配管との接続部が該当するが、それら溶接部は配管の主要な溶接部として取り扱っている。</p>	

4. まとめ

技術基準規則第十七条及び第三十七条（材料及び構造）の対象範囲である再処理施設の安全性を確保する上で重要なものについては、一定の放射能濃度以上の放射性物質等を内包又は一定の内部エネルギー（圧力）を内包するもの等であって、その機能喪失によって放射性物質等による災害又は内部エネルギーの解放による災害を及ぼすおそれがあるもの並びに放射性物質等は内包していないものの公衆若しくは従事者の放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び放射線障害を防止する機能を有する容器、管、ポンプ、弁若しくはこれらの支持構造物又は発電機のうちガスタービン若しくは内燃機関を対象とし、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備にあっては、それぞれ以下のとおりとする。

安全機能を有する施設の容器等は、以下のいずれかに該当するものとする。

- a. 機器区分（再処理第1種機器から再処理第5種機器）に属する容器及び管
- b. 安全上重要な施設（地下水排水設備を含む。）に属する容器及び管
- c. a又はbに接続するポンプ及び弁（安全上重要な施設を防護するために必要な緊急遮断弁を含む。）
- d. a, b及びcに直接溶接される支持構造物であり、その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの
- e. 安全上重要な施設（地下水排水設備を含む。）に属する発電機のうちガスタービン及び内燃機関

重大事故等対処設備の容器等は、以下のいずれかに該当するものとする。

- a. 機器区分（再処理第1種機器から再処理第5種機器）に属する容器及び管
- b. 重大事故等対処設備に属する容器及び管
- c. a又はbに接続するポンプ及び弁（重大事故等対処設備を防護するために必要な緊急遮断弁を含む。）
- d. a, b又はcに直接溶接される支持構造物であり、その破損により当該機器の損壊を生じさせるおそれのあるもの
- e. 重大事故等対処設備に属する発電機のうちガスタービン及び内燃機関

また、設工認申請書における材料及び構造への適合性説明は、上記の容器及び管にあっては強度計算書を示すものとし、ポンプ及び弁並びに内燃機関にあっては設備設計としての材料及び構造に係る設計方針を示す。

【参考1】 材料及び構造に係る要求事項と対象範囲との関係の整理（安全機能を有する施設）

制限事項	技術基準規則上の主語	基本設計方針上の主語	材料及び構造の対象範囲							
			a 容器又は管 (機器区分)	b 容器又は管 (安重)	c ポンプ弁	d 支持構	e 内燃機関			
材料	機械的強度及び 化学的成分	1号 容器等に使用する材料	安全機能を有する施設の容器等					○		
構造	延性破断の防止	1項 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらをサポートする構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造	2号 容器等の構造及び強度	イ (容器等)	安全機能を有する施設の容器等の	容器及び管（ダクトは除く*1。）	○ (ダクトは除く。)	—*2		
						ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。)	—*2	○	—*2	○
	ダクト*1					○ ダクト	—*2			
	支持構造物*3					—*2		○	—*2	
	伸縮継手					○ 伸縮継手	—*4			
	容器及び管（ダクトは除く*1。）					○ (ダクトは除く。)	—*2			
	ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。)					—*2	○	—*2	○	
座屈による 損傷の防止		支持構造物*3	—*2		○	—*2				
主要な溶接部		3号 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。）	安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部*5（溶接金属部及び熱影響部をいう。）		○*5 主要な溶接部	—*6				
耐圧試験等	施設時における 耐圧試験	2項 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの	安全機能を有する施設の容器等（支持構造物は除く。）			○	—*2	○		
	施設時における 漏えい試験		安全機能を有する施設の容器等の主要な溶接部*5のうち 再処理第1種容器及びライニング型貯槽の溶接部			○*5, 7 主要な溶接部の 再処理第1種容器 ライニング型貯槽	—*2			
	維持段階におけ る漏えい試験		安全機能を有する施設の容器等（支持構造物は除く。）			○	—*2	○		

注記 *1：再処理施設におけるダクトは、発電炉におけるクラス4管（発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（以下「告示第501号」という。）における第5種管）と同じ設計方針として、JSME設計・建設規格におけるクラス4管（告示第501号における第5種管）の形状規定を適用した設計を実施している。発電炉では当該形状規定による設計は「延性破断の防止」（延性破断に至る塑性変形を生じないこと）として整理されていることから、再処理施設においても同じ位置づけとして整理している。

*2：対象機器に該当しないため「—」を記載。

*3：再処理施設における支持構造物は、発電炉におけるクラス3機器に接続する支持構造物と同じ設計方針として、JSME設計・建設規格におけるクラス3支持構造物（告示第501号における第4種支持構造物）の規定を適用した設計を実施している。発電炉では当該規定による設計は「延性破断の防止」及び「座屈による損傷の防止」（延性破断及び座屈が生じないこと）として整理されていることから、再処理施設においても同じ位置づけとして整理している。

*4：機器と管とを接続する伸縮継手にあつては、管に属する伸縮継手として整理するため「—」を記載。

*5：「主要な溶接部」とは、技術基準規則の解釈 第17条（材料及び構造）2 に規定される「容器等の主要な溶接部」が該当する。

*6：機器と管とを接続する溶接部にあつては、管の溶接部として整理するため「—」を記載。

*7：「主要な溶接部」のうち、再処理第1種容器及びライニング型貯槽の溶接部が該当する。

【参考2】材料及び構造に係る要求事項と対象範囲との関係の整理（重大事故等対処設備）

制限事項	技術基準規則上の主語	基本設計方針上の主語	材料及び構造の対象範囲										
			常設重大事故等対処設備					可搬型重大事故等対処設備					
			a 容器又は管 (機器区分)	b 容器又は管 (安重)	c ポンプ弁	d 支持構	e 内燃機関	a 容器又は管 (機器区分)	b 容器又は管 (安重)	c ポンプ弁	e 内燃機関		
材料	機械的強度及び 化学的成分		常設重大事故等対処設備の容器等	○					— * 2				
			可搬型重大事故等対処設備の容器等	— * 2					○				
構造	延性破断の防止 ダクト 支持構造物 疲労破壊の防止 座屈による 損傷の防止	1項 重大事故等対処 設備に属する容 器及び管並びに これらを支持す る構造物の中 に、再処理施設 の安全性を確保 する上で重要な もの（以下この 項において「容 器等」という。） の材料及び構造	1号 容器等	可搬型重大事故等対処設備の容器等	— * 2					○			
				常設重大事故等対処設備の容器等の	容器及び管（ダクトは除く*1。）	○ （ダクトは除く。）		— * 2			— * 2		
					ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。）	— * 2	○	— * 2	○				
				ダクト*1	○ ダクト		— * 2						
				支持構造物*3	— * 2		○	— * 2					
				伸縮継手	○ 伸縮継手		— * 4						
				容器及び管（ダクトは除く*1。）	○ （ダクトは除く。）		— * 2						
				ポンプ及び弁並びに内燃機関（燃料系を含む。）	— * 2	○	— * 2	○					
				支持構造物*3	— * 2		○	— * 2					
				主要な溶接部	2号 容器等の主 要な溶接部	常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部*5 （溶接金属部及び熱影響部をいう。）	○*5 主要な溶接部	— * 6					
耐圧試験等	施設時における 耐圧試験	2項 重大事故等対処設備に属する容 器及び管のうち、再処理施設の 安全性を確保する上で重要なも の	重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）	○		— * 2	○	○					
	施設時における 漏えい試験		常設重大事故等対処設備の容器等の主要な溶接部*5 のうち再処理第1種容器及びライニング型貯槽の溶接部	○*5, 7 主要な溶接部の 再処理第1種容器 ライニング型貯槽	— * 2				— * 2				
	維持段階におけ る漏えい試験		重大事故等対処設備の容器等（支持構造物は除く。）	○		— * 2	○	○					

注記 *1：再処理施設におけるダクトは、発電炉におけるクラス4管（告示第501号における第5種管）と同じ設計方針として、JSME設計・建設規格におけるクラス4管（告示第501号における第5種管）の形状規定を適用した設計を実施している。発電炉では当該形状規定による設計は「延性破断の防止」（延性破断に至る塑性変形を生じないこと）として整理されていることから、再処理施設においても同じ位置づけとして整理している。

*2：対象機器に該当しないため「—」を記載。

*3：再処理施設における支持構造物は、発電炉におけるクラス3機器に接続する支持構造物と同じ設計方針として、JSME設計・建設規格におけるクラス3支持構造物（告示第501号における第4種支持構造物）の規定を適用した設計を実施している。発電炉では当該規定による設計は「延性破断の防止」及び「座屈による損傷の防止」（延性破断及び座屈が生じないこと）として整理されていることから、再処理施設においても同じ位置づけとして整理している。

*4：機器と管とを接続する伸縮継手にあつては、管に属する伸縮継手として整理するため「—」を記載。

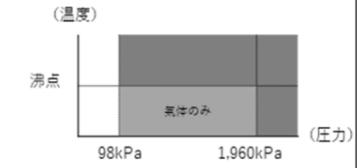
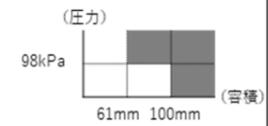
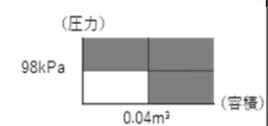
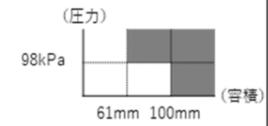
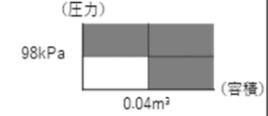
*5：「主要な溶接部」とは、技術基準規則の解釈 第17条（材料及び構造）2 に規定される「容器等の主要な溶接部」が該当する。

*6：機器と管とを接続する溶接部にあつては、管の溶接部として整理するため「—」を記載。

*7：「主要な溶接部」のうち、再処理第1種容器及びライニング型貯槽の溶接部が該当する。

【参考3】 容器等の主要な溶接部と機器区分 (再処理施設) (1/2)

技術基準規則解釈第17条2				機器区分 (再処理第1種から再処理第5種機器)								
容器等の主要な溶接部				1種	2種	3種	4種	5種				
(1)	イ	放射性物質による災害の防止	プルトニウム	気体 37mBq/cm ³ 以上 液体 37kBq/cm ³ 以上	の容器又は管							
	ロ			気体 37μBq/cm ³ 以上 液体 37Bq/cm ³ 以上	の容器				○			
	ハ			気体 37μBq/cm ³ 以上 液体 37Bq/cm ³ 以上	の管				○	○ ダクト		
(2)	ー		ウラン	液体 500kg以上の容器				○				
(3)	イ		放射性物質		気体 37Bq/cm ³ 以上 液体 37MBq/cm ³ 以上	の容器又は管						
	ロ	気体 37mBq/cm ³ 以上 液体 37kBq/cm ³ 以上			の容器				○			
	ハ	気体 37mBq/cm ³ 以上 液体 37kBq/cm ³ 以上			の管 (閉じ込め区域の負圧のダクトは除く。)				○	○ ダクト		
(4)	ー		セル内の安全装置				○					
(5)	ー			プルトニウム (液体) 37kBq/cm ³ 以上 放射性物質 (液体) 37MBq/cm ³ 以上	(の容器, 管からの漏えい拡大防止のためのもの) ドリフトレイ等					○		
(6)	イ	内部エネルギー(圧力)の解放による災害の防止	放射性物質	安全上重要な施設	銅の外径150mm以上の容器							
	ロ				外径150mm以上の管							
	ハ											○

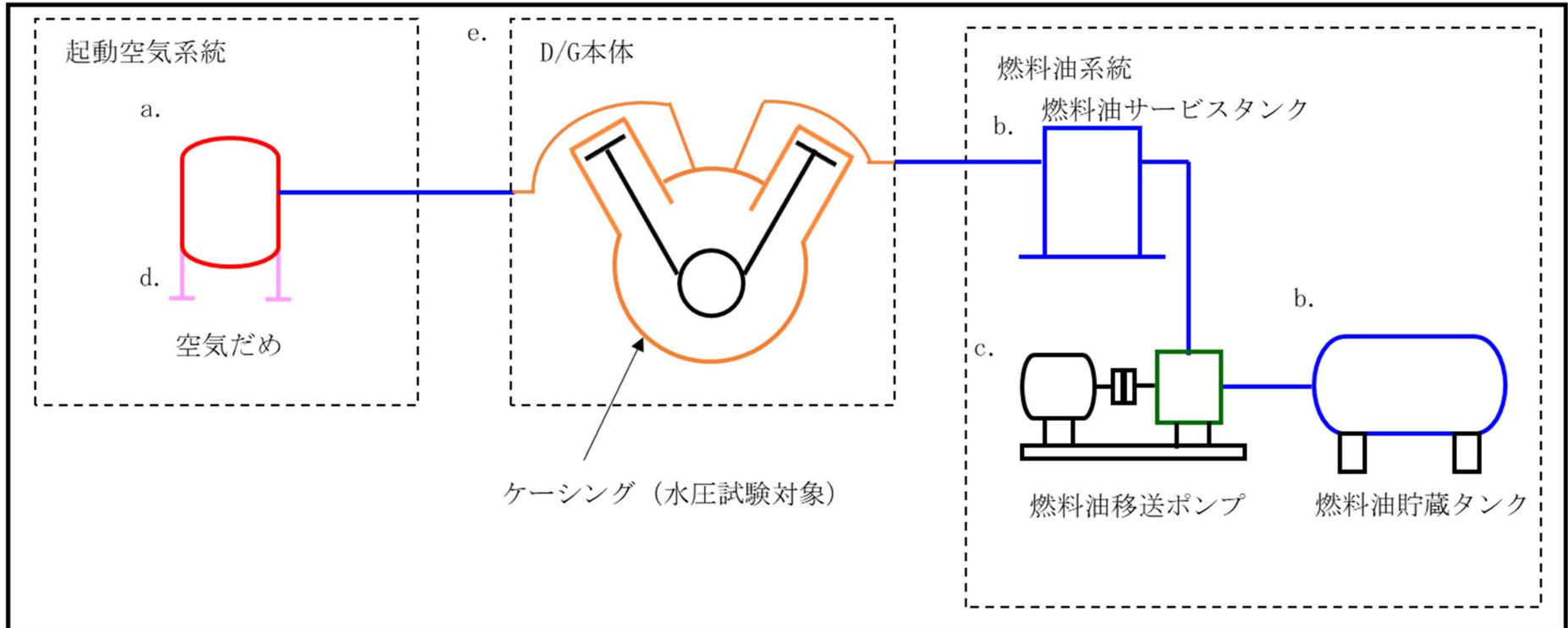


【参考3】 容器等の主要な溶接部と機器区分（MOX燃料加工施設）（2/2）

技術基準規則解釈第15条2				機器区分（加工第1種から加工第3種機器）				
容器等の主要な溶接部				1種	2種	3種		
(1)	イ	放射性物質による災害の防止	プルトニウム	気体 37mBq/cm ³ 以上 液体 37kBq/cm ³ 以上	の容器又は管	○		
	ロ			気体 37μBq/cm ³ 以上 液体 37Bq/cm ³ 以上	の容器		○	
	ハ			気体 37μBq/cm ³ 以上 液体 37Bq/cm ³ 以上	の管		○	○ ダクト
(2)	イ		ウラン	気体 37mBq/cm ³ 以上	の容器 (負圧容器は除く)		○	
	ロ			気体 37mBq/cm ³ 以上	の容器 (負圧管は除く)		○	○ ダクト
(3)	イ			液体 500kg以上の容器			○	
	ロ	液体 37kBq/cm ³ 以上		の容器 (5kg未満の容器は除く)		○		
	ハ	液体 37kBq/cm ³ 以上		の管 (5kg未満の容器に附属する管は除く)		○		
(4)	ー	六ふっ化ウランの加熱容器であって		容器からの漏えい拡大防止する機能を有するもの (加熱するウラン量が5kg未満のものを除く。)			○	
(5)	ー	プルトニウム（液体）37kBq/cm ³ 以上	（の容器，管からの漏えい拡大防止のためのもの） ドリフトレイ等			○		
(6)	イ	内部エネルギー（圧力）の解放による災害の防止	上記以外の放射性物質	安全上重要な施設	銅の外径150mm以上の容器			
	ロ				外径150mm以上の管		○	
	ハ							

【参考4】非常用ディーゼル発電機における材料及び構造の対象範囲

非常用ディーゼル発電機（内燃機関）及びその附属設備



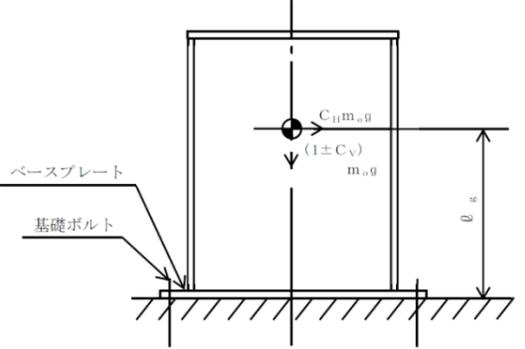
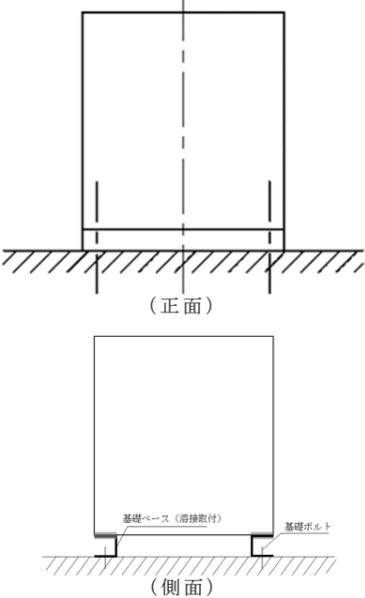
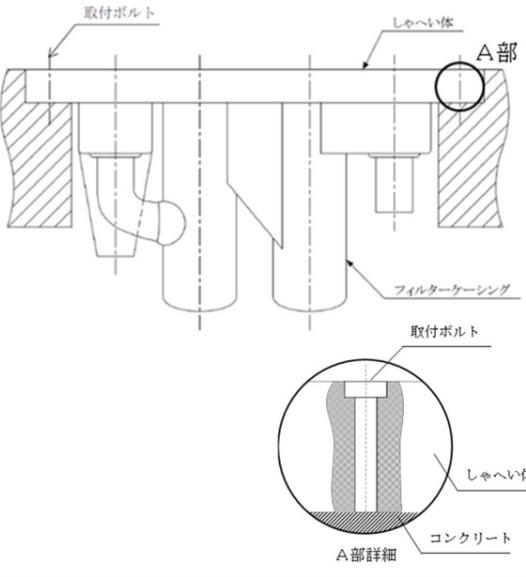
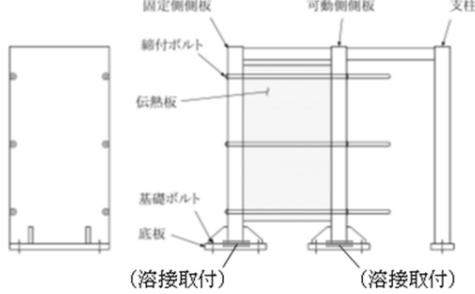
- a. 容器又は管 (機器区分)
- b. 容器又は管 (安重)
- c. ポンプ及び弁
- d. 支持構造物
- e. 内燃機関

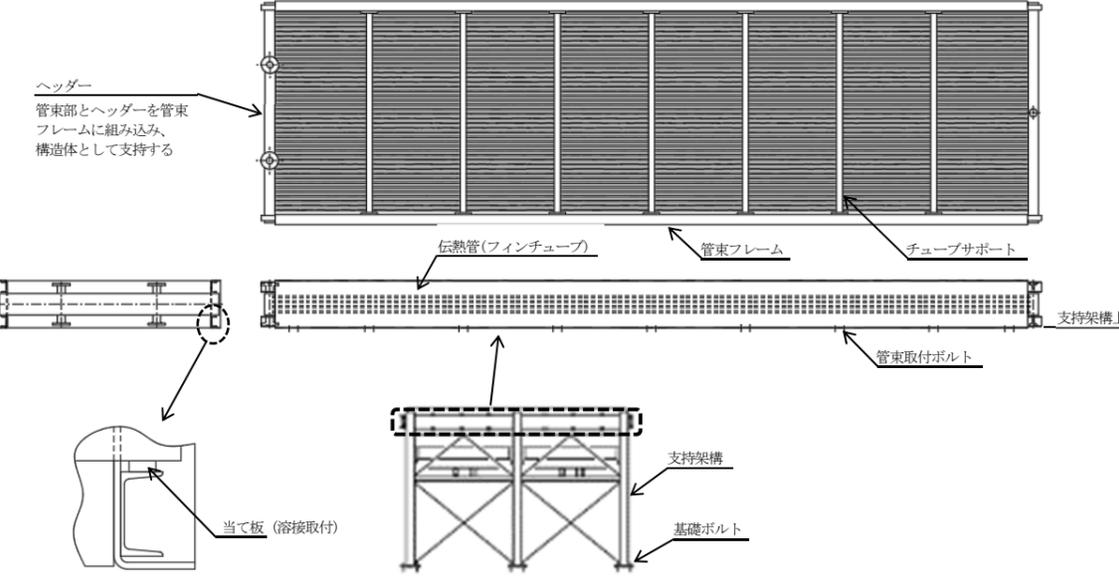
【参考5】 再処理施設の支持構造物の主な構造形式一覧 (1/2)

構造形式	中間支持たて置円筒形容器 (2 ラグ支持, 4 ラグ支持)	中間支持たて置角形容器 (2 ラグ支持)	中間支持たて置円筒形容器 (フランジ固定)	中間支持たて置円筒形容器 (長手1 ラグ支持, 長手2 ラグ支持)
概略構造				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・直接溶接で取り付く場合は対象 ・当板を介して取り付いている場合は直接溶接で取り付くものではないため対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接溶接で取り付くため対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接溶接で取り付くため対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接溶接で取り付く場合は対象 ・当板を介して取り付いている場合は直接溶接で取り付くものではないため対象外

構造形式	横置一胴円筒形容器 (2 脚支持, 3 脚以上支持)	デミスタ (1 脚支持, 2 脚支持)	四脚たて置円筒型容器	スカート支持たて置円筒型容器
概略構造				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・当板を介して取り付くため対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・当板を介して取り付くため対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・当板を介して取り付くため対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接溶接で取り付くため対象

【参考5】 再処理施設の支持構造物の主な構造形式一覧 (2/2)

構造形式	平底たて置円筒形容器	フィルタユニット	フィルタユニット (しゃへい体一体形)	プレート式熱交換器
概略構造				
備考	<ul style="list-style-type: none"> 直接溶接で取り付くものではないため対象外 (ボルト接続) 	<ul style="list-style-type: none"> 直接溶接で取り付くため対象 	<ul style="list-style-type: none"> 直接溶接で取り付くものではないため対象外 (ボルト接続) 	<ul style="list-style-type: none"> 直接溶接で取り付くため対象

構造形式	管束 (安全冷却水冷却塔)
概略構造	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 直接溶接で取り付くものではないため対象外 (管束フレームとチューブサポートで取り付く)